

2024 年度 運営基準対応
デイの
運営基準セット

目次

- ・令和6年度運営基準改定概要 1
- ・業務継続計画(BCP) 8
- ・感染症まん延防止 47
- ・高齢者虐待防止 69

自施設用に作ろう!!

業務継続計画(BCP)

URL:
ユーザー名
パスワード

Wordデータを下記より
ダウンロードできます



株式会社 QOL サービス

令和6年度

運営基準改定概要

1. 運営基準改定	2
2. 各項目の概要	2

1. 運営基準改定

介護報酬改定により以下のことを運営規定に含めることが求められています。なお、業務継続計画(BCP)、感染症対策、高齢者虐待防止については、3年の経過措置期間を経て、令和6年4月1日からすべての介護保険事業および障害福祉事業に、完全義務化されました。

	令和6年4月1日より義務化	計画	委員会	指針	研修	訓練	担当者
業務継続計画(BCP)	○	○			○ (1回/年以上)	○ (1回/年以上)	
感染症対策	○		○	○	○ (1回/年以上)	○ (1回/年以上)	
高齢者虐待防止	○		○	○	○ (1回/年以上)		○
ハラスメント対策			相談窓口	○			○

※表中の研修の開催頻度は居宅サービスの場合です。サービス種別ごとに違いますのでご注意ください。

2. 各項目の概要

〈経過措置を設けた令和3年度介護報酬改定事項一覧〉

業務継続に向けた取組の強化

感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために計画を策定した上で、従業者に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

感染症対策の強化

感染症の予防及びまん延防止のための訓練(シミュレーション)、対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に対して周知すること。また、指針を整備すること。

高齢者虐待防止の推進

虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に対して周知を行うとともに、必要な指針を整備し、研修を定期的実施すること。また、これらを適切に実施するための担当者を置くこと。

参照:令和5年度末で経過措置期間を終了する令和3年度介護報酬改定における改定事項について

ハラスメント対策の強化

概要【全サービス★】

○介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、すべての介護サービス業者に、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を求めることとする。【省令改正】

基準

○運営基準(省令)において、以下を規定(※訪問介護の例)

「指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。」

※併せて、留意事項通知において、カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じることも推奨する。

(参考)ハラスメント対策に関する事業主への義務付けの状況

・職場におけるセクシュアルハラスメントについては男女雇用機会均等法において、職場におけるパワーハラスメントについては労働施策総合推進法において、事業主に対して、事業主の方針等の明確化や相談体制の整備等の雇用管理上の措置を講じることを義務付けている。(パワーハラスメントの義務付けについて、大企業は令和2年6月1日、中小企業は令和4年4月1日から施行)。

・職場関係者以外のサービス利用者等からのハラスメントに関しては、

①セクシュアルハラスメントについては、指針において、男女雇用機会均等法(昭 47 年法律第 113 号)において事業主に対して義務付けている雇用管理上の措置義務の対象に含まれることが明確化された(令和2年6月1日より)。

②パワーハラスメントについては、法律による事業主の雇用管理上の措置義務の対象ではないものの、指針において、事業主が雇用管理上行うことが「望ましい取組」として防止対策を記載している(令和2年6月1日より)。

※職場におけるセクシュアルハラスメント

= 職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの又は当該性的な言動により労働者の就業環境が害されるもの。

※職場におけるパワーハラスメント

= 職場において行われる i 優越的な関係を背景とした言動であって、ii 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、iii 労働者の就業環境が害されるものであり、i から iii までの要素をすべて満たすもの。

業務継続に向けた取組の強化

- 業務継続計画の策定、研修、訓練(シミュレーション)の実施
 - 他事業者との連携でも可
 - 研修、訓練(シミュレーション)は全職員参加が望ましい
 - 年1回、計画の見直しを行うことが望ましい
-
- 感染症に係る業務継続計画
 - ・平常時からの備え
(体制構築・整備、感染症発生防止の取り組み、備蓄品の確保など)
 - ・初動対応
 - ・感染拡大防止体制の確立
(保健所と連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有など)
 - 災害に係る業務継続計画
 - ・平常時の対応
(建物・設備の安全確認、ライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄など)
 - ・緊急時の対応
(業務継続計画発動基準、対応体制など)
 - ・他施設および地域との連携
 - 研修
 - ・感染症、災害の業務継続計画の内容を共有
 - ・平常時の対応の必要性、緊急時対応の理解の促進
 - ・年1回以上開催
 - ・新規採用時には別に実施
 - ・研修内容の記録
 - ・感染症の業務継続計画研修は、感染症予防、まん延防止研修と一体的実施も可
 - 訓練(シミュレーション)
 - ・業務継続計画内に規定
 - ・役割分担の確認
 - ・感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習など
 - ・年1回以上実施
 - ・感染症の業務継続訓練は、感染症予防、まん延防止訓練と一体的実施も可
 - ・災害の業務継続訓練は、非常災害対策訓練と一体的実施も可
 - ・訓練は机上と実地で実施するものを適切に組み合わせること

感染症対策の強化

●居宅基準第104条

①利用者が利用する施設、食器、その他の設備、飲用水の衛生的管理、衛生上必要な措置を講ずる

②感染症の発生予防、まん延予防をしなければならない

●上記のほか、次の点に留意するものとする

・食中毒、感染症発生防止について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと

・インフルエンザ、腸管出血性大腸菌感染症、レジオネラ症の対策などについては通知などに基づき、適切な措置を講じること

・空調設備などにより施設内の適温の確保に努めること

●年1回、指針を見直すのが望ましい

●感染対策委員会

・感染対策の知識を有する者を含む幅広い職種で構成することが望ましい

・特に感染症対策の知識を有する者については、外部の者も含め、積極的に参画を得ることが望ましい

・各メンバーの責任、役割分担を明確にし、専任の感染対策担当者を決める

・おおむね6月に1回以上、定期的を開催し、感染症流行期などは必要に応じて開催する

・テレビ電話装置などを活用する

・ほかの会議と一体的に設置・運営する

・ほかのサービス事業者と連携して行う

・必要に応じ保健所の助言、指導を求め、常に密接な連携を保つ

●指針

・指針には、平常時の対策および発生時の対応を規定する

・平常時対策：事業所内の衛生管理(環境の整備など)、
ケアでの感染対策(手洗い、標準的な予防策)など

・発生時対応：発生状況の把握、感染拡大の防止、
医療機関、保健所、市町村などの関係機関との連携、
行政などへの報告など

・発生時の事業所内連絡体制、関係機関との連絡体制を整備し、明記する

・項目・記載内容は厚生労働省の「介護現場における感染対策の手引き(第3版)」を参照

●研修および訓練(シミュレーション)

・感染対策の基礎的内容などの適切な知識を普及・啓発

・指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行

・年1回以上開催。新規採用時も開催

・内容について記録する

・研修は、事業所内で行うものでも差し支えない

・発生時対応訓練(シミュレーション)を年1回以上実施

・訓練は、事業所内での役割分担の確認、ケア演習などを実施

・机上、実地で実施するものを適切に組み合わせて行う

業務継続計画 (BCP)

感染症や自然災害などが発生した場合でも、必要な介護サービスが安定的・継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画などの策定、研修、訓練(シミュレーション)の実施などが義務付けられています。

- ・はじめに 9
- ・BCP 策定で重要なこと 12
〈自施設用に作成しましょう！〉
- ・業務継続計画(BCP) 14
- ・研修記録の書式例 41
- ・研修資料 45

はじめに

1. 業務継続計画(BCP)とは	10
2. 防災計画との差異	10
3. BCP 策定の義務化	10
4. BCP 策定の流れ	11

1. 業務継続計画(BCP)とは

業務継続計画(BCP:Business Continuity Plan)は、以下のように定義されています。

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロなどの事件、大事故、サプライチェーン(供給網)の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことを事業継続計画(Business Continuity Plan、BCP)と呼ぶ。

参照:内閣府「事業継続ガイドライン -あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応-」(平成 25 年8月改定)

2. 防災計画との差異

介護サービスでは、非常災害が発生した際の具体的な計画(防災計画)の策定と避難・救出などの訓練の実施などの対策が求められています。この防災計画は、災害を防ぐこと、災害が発生したときの被害を最小限に食い止めることが内容の中心となりますが、業務継続計画は災害に限らず、自施設の事業中断の原因となり得るすべての事象を対象とします。

また、災害や感染症などを防いだり、被害を最小限にすることに加え、優先的に継続・復旧すべき業務の特定や早期復旧も目的とします。

3. BCP 策定の義務化

業務継続計画(BCP)は、各介護サービスにおいて定めなければなりません。

令和3年度の介護報酬改定に伴う運営基準変更時に、業務計画の策定が義務化されました。

(業務継続計画の策定等)

第三十条の二 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

作成例

業務継続計画
(通所系)

法人名	〇〇〇〇	事業所名	〇〇〇〇
種別	通所介護		
代表者	〇〇 〇〇	管理者	〇〇 〇〇
所在地	〇〇県〇〇市〇〇 〇〇	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

1. 総論

(1) 基本方針

当法人は、以下の基本方針に基づき、緊急時における事業継続に向けた対応を行う。

チェック	基本方針
<input checked="" type="checkbox"/>	人命(職員・利用者)の安全確保
<input checked="" type="checkbox"/>	サービスの継続
<input checked="" type="checkbox"/>	利用者からの信用を守る
<input checked="" type="checkbox"/>	社会的責任を果たし、職員の雇用を守る
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	

(2) 推進体制

平常時の災害対策の推進体制を記載する。

記入フォーム例

担当者名／部署名	役割・職務	補足
〇〇／〇〇	対策本部長 ・対策本部の統括 ・緊急時対応における意思決定	
〇〇／〇〇	事務局長 ・対策本部長のサポート ・対策本部の運営実務の統括 ・関係各部署への指示	
〇〇／〇〇	事務局メンバー ・事務局長のサポート ・関係各部署への連絡・窓口 ・対策本部の運営実務	